

令和3年度中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金
(大分県中小企業等外国出願支援事業)
公募要項

一般社団法人大分県発明協会（以下「協会」という。）では、大分県内に事業所を有する中小企業者等が外国での事業展開等で活用する産業財産権の取得に要する経費の一部を助成します。

1 助成対象企業

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者及びそれらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者。）並びに商標法（昭和34年4月13日法律第127号）第7条の2に規定する「地域団体商標」に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であり、いずれも以下の要件を満たすものとします。

- (1) 大分県内に主たる事業所を有するもの。
- (2) 知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があるもの。
- (3) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画しているもの。
- (4) 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有しているもの。
- (5) 実施要領及び本要項に定める必要な事項に基づく協会への提出書類について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選定代理人）の協力が得られるもの又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できるもの。
- (6) 本助成事業実施後の状況調査に対し、積極的に協力するもの。

2 助成対象出願

外国特許庁への特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標出願で、下記のいずれかに該当する出願とします。

- (1) 特許
 - ①申請前に日本国特許庁に国内出願を完了しており、採択後、令和4年1月31日までに優先権を主張して外国特許庁に対して行う出願
 - ②申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願を完了している案件で、採択後、令和4年1月31日までに外国特許庁に対して国内移行を行う案件
 - ③申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、令和4年1月31日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件

(2) 実用新案

- ①申請前に日本国特許庁に特許出願又は実用新案出願を完了している案件で、採択後、令和4年1月31日までに優先権を主張して外国特許庁に実用新案出願を行う案件
※実用新案に関しては、日本国特許庁に対する特許出願を基礎として優先権を主張して外国特許庁へ出願することもパリ条約上可能であるため、日本国に対する基礎出願は特許又は実用新案いずれの出願でも構いません。
- ②申請前に受理官庁として日本国特許庁に対しPCT国際出願を完了している案件で、採択後、令和4年1月31日までに外国特許庁に対して国内移行を行う案件
- ③申請前に受理官庁として外国特許庁に対しPCT国際出願を完了しており、日本国特許庁への国内移行も完了している案件で、採択後、令和4年1月31日までに外国特許庁に対し国内移行を行う案件

(3) 意匠

- ①申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、令和4年1月31日までに優先権を主張して外国特許庁に直接意匠出願を行う案件
- ②申請前に日本国特許庁に意匠出願を完了している案件で、採択後、令和4年1月31日までに優先権を主張してハーグ出願を行う案件
- ③申請前にハーグ出願を予定しており、かつ日本国を指定締約国として指定する予定の案件で、採択後、令和4年1月31日までにハーグ出願を行う案件（この場合、申請時には日本に基礎となる意匠出願がないので、日本を指定締約国に含んでいることが必要です）
- ④申請前に日本を指定締約国としたハーグ出願を完了している案件で、採択後、令和4年1月31日までに優先権を主張して、当該出願を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とし、外国出願する案件

(4) 商標（冒認対策商標を含む）

- ①申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、令和4年1月31日までに外国特許庁に直接商標出願を行う案件
 - ②申請前に日本国特許庁に商標出願又は商標登録を完了している案件で、採択後、令和4年1月31日までにマドプロ出願を行う案件
 - ③マドプロ出願における事後指定で、指定国や指定商品・役務を追加する案件
- ※商標の場合は、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している案件も対象となります。

○冒認対策商標について

昨今、日本の地名のみならず、地域ブランドや企業ブランド等が、海外で第三者によって抜け駆け出願されるといった冒認出願問題が深刻化しています。本事業では、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する第三者による抜け駆け出願」を冒認出願、その対策を目的とした外国への商標出願を「冒認対策商標」と定義付けしています。本事業では、通常の出願では外国での事業展開計画を求めますが、冒認対策商標では事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、冒認出願対策の意志の確認のみで可とします。

(注) 外国出願の基礎とする国内出願と予定している外国出願がともに、申請者である中小企業等の名義である必要があります。

3 助成内容

【助成対象経費】

- (1) 外国特許庁への出願手数料（出願と同時に支払うことのできる費用は対象となります。
（審査請求料、優先権主張料等）
- (2) 現地代理人に係る費用
- (3) 国内代理人に係る費用
- (4) 翻訳に係る費用

(注1) 交付決定日以前に発生・支払った経費は対象となりません。

(注2) 複数国への外国出願に要する経費も助成対象となり、出願の時期は、交付決定日から令和4年1月31日の範囲内であれば、時期が異なっても構いません。

(注3) 共同出願の場合は、出願に関する中小企業の持ち分比率に応じた経費のみが助成対象となります。ただし、持分割合と負担割合のうち低い方の割合に応じた経費のみが助成対象となります。

(注4) 日本国内における消費税及び地方消費税は助成対象外となります。

(注5) 日本国特許庁への出願に関する経費、PCT出願に要する経費等は助成対象外となります。

【助成率及び助成限度額】

助成率：助成対象経費の1/2以内（千円未満切り捨て）

1 企業に対する助成金の上限額：300万円

1 出願当たりの助成上限額：特許150万円

 実用新案、意匠、商標60万円

 冒認対策商標30万円

4 スケジュール

令和3年5月21日（金）～令和3年6月18日（金） 受付期間

令和3年6月下旬～7月上旬 審査委員会による審査

令和3年7月上旬 採択・交付決定

令和4年2月15日 実績報告書提出期限

令和4年3月 補助金額の確定及び補助金支払い

5 申請方法

申請に際しては、申請書（特許、実用新案、意匠及び商標の場合は様式1-1、冒認対策商標の場合は様式1-2）を記入の上、添付書類と合わせて協会へ持参または郵送してください。

令和3年6月18日（金）17:00必着

提出書類は、審査の結果を問わず返却致しません。

補助金申請システム「j Grants（J グランツ）」の併用について

- ・「j Grants（J グランツ）」は経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。オンラインで申請状況や処理状況が把握できるのに加え、オンライン上で書類のやり取りが可能になります。
- ・機密保持の内容を含む書類は郵送のみの受付となるため、本補助金では郵送と併用する必要があります。
- ・使用には認証システム「G ビズ ID」を取得する必要があります。G ビズ ID の取得には、2～3 週間程度の審査期間が必要となりますので、公募開始前からの G ビズ ID の取得をお願いします。

【書類必要部数】

- ・申請書 1 部（原本） 5 部（写し）
- ・添付書類 6 部（写し）申請書 1 1～1 2 ページの「添付書類一覧」で確認してください。（申請書は、A 4 サイズ・片面印刷とし、クリップで留めてください。枚数が多いものは両面印刷でも可。）

以下の順番に揃えて提出してください。

- ①申請書（様式第 1－1 または様式第 1－2）
- ②協力承諾書（弁理士へ依頼する場合）
（様式第 1－1 の別紙または様式第 1－2 の別紙）
- ③登記簿謄本（現在事項全部証明書）最新のもの
- ④会社の事業概要（パンフレット可）
- ⑤役員等名簿（様式第 1－1 の別添または様式第 1－2 の別添）
- ⑥直近 2 期分の決算書
- ⑦出願書類
- ⑧見積書等
- ⑨資金計画
- ⑩先行技術調査等の結果
- ⑪共同出願の場合、持分割合及び費用負担割合

【提出先】

〒870-1117

大分市高江西1丁目4361-10

一般社団法人大分県発明協会

6 選考方法・選考基準

協会が設置する審査委員会において、次に掲げる事項を基準として申請者によるプレゼンテーションを実施し、その結果を基に協会にて採択を決定します。

- (1) 先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
 - (2) 次のいずれかに該当する中小企業者等であること。
 - (ア) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること
 - (イ) 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有していること
 - (3) 産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。
 - (4) 当該間接補助金の交付を受けた中小企業等においては、実施要領第23条の規定による査定状況等の報告を協会が確認できること。
 - (5) 第1号から前号までに規定するもののほか、協会が委員会の承認をもって別に定める審査基準
- なお、審査内容や審査結果に関するお問い合わせには回答いたしかねますので、ご了承ください。

7 事業実施期間

(1) 実施期間

交付決定日から令和4年1月31日まで

※令和4年1月31日までに外国特許庁への出願が完了していることが条件となります。

(2) 実績報告書の提出期限

令和4年2月15日までに実績報告書に証拠書類を添えて提出してください。

8 助成金の支払い

助成金の支払いは、精算払いとなります。提出いただいた実績報告書及び証拠書類の内容により事業の実績を確認した上でお支払いします。

9 その他の留意事項

- (1) 採択後に申請内容の変更はできません。変更して出願を予定している場合は、申請書の「8. 外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」の変更欄に必ず記入してください。
- (2) 審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行ってください。
- (3) 本事業により行った外国特許庁への出願については、協会の承認を受けずに自ら放棄又は取下げ等を行ってはいけません。
- (4) 申請者は実施要領（経済産業省）別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について申請前に確認しなければならず、申請書の提出をもってこれに同意したものとします。
- (5) 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

(6) 事業完了翌年より5年間、特許庁が行うフォローアップ調査への協力をお願いします。また、採択案件の外国特許庁への全ての出願について、査定結果を受領するまで、査定状況報告書を提出する必要があります。

【お問い合わせ先】

〒870-1117 大分市高江西1丁目4361-10

一般社団法人大分県発明協会 担当：飯田

TEL：097-596-6171 FAX：097-596-6181

E-mail：info@oita-hatumei.net